



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 2
- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 7
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 8

### 規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 9
- 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 13
- 沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 13

### 公布された条例のあらまし

#### ○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第4条、第6条、第9条、第138条から第146条の2まで及び附則第17条の2から附則第19条の3まで関係）
- 2 不動産取得税の免税点について、土地の取得にあつては16万円に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては66万円に、その他のものにあつては34万円に引き上げることとした。（第64条関係）
- 3 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する等所要の措置を講ずることとした。（附則第5条から附則第5条の2まで関係）
- 4 不動産取得税の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした。（附則第12条の2関係）
- 5 軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整理を行うこととした。（附則第17条から第17条の3まで関係）
- 6 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第8項まで）

#### ○ アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例（条例第32号）

- 1 この条例の題名を改正するとともに、自動車税の種別割を自動車税とし、規定を整備することとした。（題名、第1条から第5条まで及び第1号様式関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

#### ○ 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 地域再生法（平成17年法律第24号）の規定による認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域における事業税等に係る課税免除の適用について、その期限を令和10年3月31日まで延長することとした。（第12条関係）
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第31号

#### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「種別割に係る」を削り、同条第5項中「の種別割」を削る。

第6条第1項及び第3項中「、自動車税の環境性能割」を削る。

第9条第1項第8号を次のように改める。

(8) 自動車税 普通徴収に係るものにあつては、自動車の所有者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には住所地又は事務所若しくは事業所の所在地、県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には自動車の主たる定置場の所在地、  
証紙徴収に係るものにあつては、自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地

第64条第1項中「10万円」を「16万円」に、「23万円」を「66万円」に、「12万円」を「34万円」に改める。

第138条第1項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

第138条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第138条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条中第3項及び第4項を削る。

第139条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第139条の2から第139条の14までを削る。

第140条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中

「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「(同号に係る部分に限る。)」を加え、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第141条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第142条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第143条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「新規登録」を「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第143条の2の見出し及び同条中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の次に「(平成14年法律第151号)」を加え、「第177条の13第1項」を「第160条第1項」に改め、「沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の次に「(平成16年沖縄県条例第34号)」を加え、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割に係る自動車税」を「自動車税」に、「第9条の16」を「第9条」に改める。

第144条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項中「移転登録」を「同法第13条第1項に規定する移転登録(以下この条において「移転登録」という。)」に、「第9条の17」を「第9条の2」に改め、同項第5号中「第138条第3項」を「第138条第2項」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第145条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第146条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第1号中「身体障害者又は精神障害者が所有する」を「身体に障害を有し歩行が困難な者(以下この号において「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この号において「精神障害者」という。)が所有する」に、「身体障害者等のために」を「身体障害者若しくは精神障害者(以下これらを「身体障害者等」という。)のために」に改め、同項第5号中「道路交通法」の次に「(昭和35年法律第105号)」を加え、同条第2項中「運転免許証又は免許情報記録個人番号カード」を「道路交通法第92条第1項の運転免許証又は同法第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カード(以下この号において「免許情報記録個人番号カード」という。)」に、「特定免許情報」を「同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報」に改める。

第146条の2第1項中「種別割額」を「自動車税額」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に改める。

附則第5条の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の2に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。)が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「法附則第5条の4の2第1項第1号」を「法附則第5条の4第1項第1号」に改め、「合計額」の次に「(居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。)を加算した額)」を加え、同条第2項中「附則第5条の2第1項」を「附則第5条第1項」に改め、同条を附則第5条とする。

附則第12条の2第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第17条を次のように改める。

## 第17条 削除

附則第17条の2から附則第17条の7までを削る。

附則第18条の見出し及び同条第1項中「の種別割」を削る。

附則第19条の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第9条の2第1項」を「附則第5条第1項」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、「用いる電力併用自動車」の次に「(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。)」を加え、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条第6項

に規定するものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。)に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の第143条第2項に規定する新規登録(以下この条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第19条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)」に、「車両総重量」を「同法第40条第3号に規定する車両総重量」に、「第9条の2第3項」を「附則第5条の2第2項」に、「附則第5条の2第2項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第140条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車(充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第5項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第5条の2第

6項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第8項に規定するものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第10項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第12項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

附則第19条の2第1項及び第2項並びに附則第19条の3（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第64条第1項の規

定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の沖縄県税条例（以下「旧条例」という。）第139条の10第1項及び第139条の11第1項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る旧条例第139条の10第4項及び第139条の11第2項の規定による還付又は旧条例第139条の10第5項（旧条例第139条の11第4項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。

6 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

7 新条例附則第5条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

8 施行日前に沖縄県税条例第121条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第122条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第121条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

---

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第32号

## アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条から第3条までの規定中「の種別割」を削る。

第4条第1項中「の種別割」を削り、「自動車税（種別割）証紙」を「自動車税証紙」に改め、同条第2項中「の種別割」を削る。

第5条中「の種別割」を削り、同条第1号中「自動車税（種別割）納税済証紙」を「自動車税納税済証紙」に改める。

第1号様式中「自動車税（種別割）証紙」を「自動車税証紙」に、「（Automobile Tax (Category Base) Stamp）」を「（Automobile Tax Stamp）」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の規定中自動車税に係る部分は、令和8年度分以後の自動車税について適用する。

3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

---

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第33号

## 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和10年 3 月 31 日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第37号

#### 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号から第12号までを削り、同条第13号中「の種別割」を削り、同号を同条第 6 号とし、同条第 14号中「の種別割」を削り、同号を同条第 7 号とし、同条第15号中「の種別割」を削り、同号を同条第 8 号とし、同条第16号中「の種別割」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第17号中「の種別割」を削り、同号を同条第10号とし、同条第18号中「の種別割」を削り、同号を同条第11号とし、同条第19号中「の種別割」を削り、同号を同条第12号とする。

第49条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第49条の 2 から第49条の 7 までを削る。

第50条を次のように改める。

（自動車税の減免に関する身体障害者等の範囲）

**第50条** 条例第146条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する身体障害者及び精神障害者とは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1 級から 4 級までの各級
聴覚障害	2 級及び 3 級
平衡機能障害	3 級
音声機能障害	3 級
上肢不自由	1 級及び 2 級
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じん臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
小腸の機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓の機能障害		1 級から 3 級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、知的障害者の障害に関し厚生労働大臣が定める基準に規定する重度の障害に該当する障害を有するもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するものであつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「自立支援医療受給者証」という。）の交付を受けているもの

第51条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第52条及び第53条を次のように改める。

(自動車税の減免の対象とする自動車)

第52条 条例第146条第1項第3号に規定する規則で定める自動車は、同号に規定する社会福祉法人が次に掲げる事業の用に供するための自動車（主として事務の用に供する自動車を除く。）とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる事業又は同項第7号に掲げる事業のうち授産施設を経営する事業
- (2) 社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる事業のうち障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
- (3) 社会福祉法第2条第3項第3号から第4号の2までに掲げる事業
- (4) 社会福祉法第2条第3項第5号に掲げる事業のうち身体障害者の更生相談に応ずる事業
- (5) 社会福祉法第2条第3項第6号に掲げる事業

(身体障害者等に対する自動車税の減免申請に係る添付書面)

第53条 条例第146条第2項に規定する規則で定める書面は、身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（以下「身体障害者手帳等」という。）とする。

- 2 減免の対象となる自動車が身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によつて運転されるものであるときは、当該自動車が専ら身体障害者等のために運転されるものであることの証明書を添付しなければならない。
- 3 前項の証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者が発行するものに限る。
  - (1) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている身体障害者又は知的障害者 当該身体障害者又は知的障害者の居住地を管轄する福祉に関する事務所（社会福祉法第14条第1項の規定により市が設置する福祉に関する事務所及び同条第3項の規定により町村が設置する福祉に関する事務所をいう。）の長（以下「福祉事務所長」という。）又は町村（福祉に関する事務所を設置しない町村に限る。）の長
  - (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者 沖縄県生活福祉部保護・援護課長
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けている精神障害者 当該精神障害者の居住地を管轄する保健所の長

第54条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改める。

第55条第1項第2号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項中「自動車税（種別割）納税通知書」を「自動車税納税通知書」に改める。

附則第2項及び第5項中「の種別割」を削る。

別表中	4 条例第15条第1項の納付書又は納入書	納入書（ゴルフ場利用税用）	第11号様式	を
		納付書（自動車税（種別割）用）	第13号様式	
		納付書（自動車税（環境性能割）用）	第14号様式	
		納付書（所内用）	第15号様式	

4 条例第15条第1項の納付書又は納入書	納入書（ゴルフ場利用税用）	第11号様式	に改め、同表第
	納付書（自動車税用）	第13号様式	
	納付書（所内用）	第15号様式	

第5の項及び第38の項中「（種別割）」を削り、同表中

128及び129 削除		を
-------------	--	---

128から133まで 削除		に改め、同表第
---------------	--	---------

130の項から第133の項までを削り、同表第134の項中「第49条の7第2項」を「第53条第2項」に改め、

同表中 

135 条例第139条の13の通知書	自動車税（環境性能割）更正（決 第165号様式 定）通知書
--------------------	----------------------------------

 を

135 削除
--------

 に改め、同表第

136の項中「第177条の11第2項」を「第158条第2項」に改め、同項中「（種別割）」を削り、同表第137の項中「又は第49条の2」を削り、第139の項、第140の項及び第176の項中「（種別割）」を削る。

第13号様式中「（自動車税（種別割）用）」を「（自動車税用）」に、「（自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

第14号様式を次のように改める。

**第14号様式 削除**

第17号様式中「（自動車税（種別割）用）」を「（自動車税用）」に、「（自動車税（種別割）領収証書）」を「（自動車税領収証書）」に改める。

第54号様式中「自動車税（種別割）」を「自動車税」に改める。

第54号様式の2中「（自動車税（種別割）納税証明書用）」を「（自動車税納税証明書用）」に改める。

第58号様式中「（自動車税（種別割）納税証明書）」を「（自動車税納税証明書）」に改める。

第160号様式から第163号様式までを次のように改める。

**第160号様式から第163号様式まで 削除**

第163号様式の2から第163号様式の4までを削る。

第165号様式を次のように改める。

**第165号様式 削除**

第166号様式及び第166号の2中「（種別割）」を削る。

第167号様式を次のように改める。



第172号様式中「（種別割）」を削り、「（自動車税種別割の課税）」を「（自動車税）」に改める。

第173号様式中「（種別割）」を削り、「（自動車税種別割の課税）」を「（自動車税）」に、「（課税免除の対象）」を「（対象）」に改める。

第173号様式の2中「（種別割）」を削り、「（自動車税種別割の課税）」を「（自動車税）」に、「（課税免除）」を「（免除）」に、「（自動車税種別割額）」を「（自動車税額）」に改める。

第173号様式の3中「（種別割）」を削り、「（自動車税種別割の課税）」を「（自動車税）」に、「（介護手帳）」を「（身体障害者手帳）」に改める。

第174号様式中「（種別割）」を削り、「（自動車税種別割）」を「（自動車税）」に改める。

第213号様式中「（自動車税（種別割）」を「（自動車税）」に、「（免除対象バス）」を「（課税免除対象バス）」に、「（自動車税種別割）」を「（自動車税）」に、「（免除）」を「（課税免除）」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の沖縄県税条例施行規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

---

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第38号

##### 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第139条の8第3項及び」及び「（環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下同じ。）」を削る。

第5条中「条例第139条の8第1項及び」を削る。

第7条第5項中「条例第139条の6第1項及び第144条の申告書又は条例第139条の7第2項の修正申告書」を「条例第144条の申告書」に改める。

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割に係る証紙代金収納計器の取扱い及び収納印の表示その他証紙代金収納計器による徴収については、なお従前の例による。

---

沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第39号

##### 沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則（平成25年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「の種別割」を削る。

第5条第1項中「の種別割」を削り、「自動車税（種別割）軽減申請書（第3号様式）」を「自動車税軽減申請書（第3号様式）」に改め、同条第2項中「自動車税（種別割）軽減申請書」を「自動車税軽減申請書」に改める。

附則を附則第1項とし、同項の前に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 当分の間、第3条第5項中「法第156条の当該自動車の通常の取得価額として総務省令」とあるのは、「地方税法施行規則の一部を改正する規則（令和8年総務省令第44号）による改正前の地方税法施行規則第9条の3」と読み替えるものとする。  
第3号様式中「自動車税（種別割）軽減申請書」を「自動車税軽減申請書」に、「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正後の沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の規定中自動車税に係る部分は、令和8年度分以後の自動車税について適用する。
- 3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1